

1. 議事日程

(平成19年第3回安芸高田市議会9月定例会第31日目)

平成19年10月12日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第1号 平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成18年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第10号 平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第11号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定に

ついて

- 日程第 1 3 認定第 1 2 号 平成 1 8 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定
について
- 日程第 1 4 認定第 1 3 号 平成 1 8 年度安芸高田市水道事業決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 6 7 号 安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例につ
いての訂正の件
- 日程第 1 6 議案第 7 0 号 安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例について
の訂正の件
- 日程第 1 7 議案第 7 1 号 安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例につい
ての訂正の件
- 日程第 1 8 議案第 6 5 号 安芸高田市の花及び安芸高田市の木の指定について
- 日程第 1 9 議案第 6 6 号 安芸高田市営駐車場設置及び管理条例
- 日程第 2 0 議案第 6 9 号 芸北広域市町村圏振興協議会の廃止について
- 追加日程第 1 議案第 6 7 号 安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例
- 日程第 2 1 議案第 7 4 号 安芸高田少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する
条例
- 日程第 2 2 議案第 7 5 号 安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 7 6 号 安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 7 7 号 安芸高田市吉田コミュニティセンター設置及び管理条例を
廃止する条例
- 日程第 2 5 議案第 7 8 号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 議案第 7 0 号 安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例
- 追加日程第 3 議案第 7 1 号 安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例
- 日程第 2 6 議案第 7 2 号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 発議第 7 号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書について
- 日程第 2 8 発議第 8 号 森林の整備、林業、林産業の振興に関する意見書について

日程第29 議案第83号 工事請負契約の締結について

【安芸高田少年自然の家改修工事】

日程第30 閉会中の継続調査の件について

・ 閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
6番	川 角 一 郎	7番	塚 本 近
8番	赤 川 三 郎	9番	松 村 ユ キ ミ
10番	熊 高 昌 三	11番	藤 井 昌 之
12番	青 原 敏 治	13番	金 行 哲 昭
14番	杉 原 洋	15番	入 本 和 男
16番	山 本 三 郎	17番	今 村 義 照
18番	玉 川 祐 光	19番	岡 田 正 信
20番	亀 岡 等	21番	渡 辺 義 則
22番	松 浦 利 貞		

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

7番	塚 本 近	8番	赤 川 三 郎
----	-------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

市 長 児 玉 更 太 郎 副 市 長 増 元 正 信

副市長	藤川幸典	総務企画部長	新川文雄
政策推進部長	田丸孝二	市民生活部長	平下和夫
福祉対策推進部長 兼福祉事務所長	廣政克行	地域経済推進部長	清水盤
産業建設部長兼 公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	益田博志	消防長	竹川信明
八千代支所長	榎原秀克	美土里支所長	清水勝
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内壮
向原支所長	田口茂利	総務課長	高杉和義
行政経営課長	森川 薫		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

事務局長	増本義宣	事務局次長	光下正則
議事調査係長	児玉竹丸	書記	国岡浩祐
書記	倉田英治		

午前 10時00分 開会

- 松浦議長 それでは、おはようございます。
ただいまの出席議員は、21名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、
7番 塚本近君、8番 赤川三郎君を指名いたします。
- 松浦議長 続いて本日の会議の運営について、先日、議会運営委員会を開き、
ご協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長
杉原洋君の報告を求めます。

- 杉原議会運営委員長 おはようございます。平成19年第3回定例会最終日の運営につ
きまして、去る10月3日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定い
たしましたので報告をいたします。

総務企画常任委員会の付託審査において、議案第67号が、また文
教厚生常任委員会の付託審査において、議案第70号及び議案第71
号が、この計3件につき、執行部から議案訂正の意向が示されました。
そのため本3件の議案につきましては、委員会審査を質疑の途中で本
会議最終日まで延期いたしております。

よって本日決算認定議案の採決の後、市長から議案訂正の申し出が
あり、その訂正が承認されましたら、一旦本会議は休憩し、各所管の
常任委員会において会議を再開し、訂正後の議案により審査を継続し
ていただきます。審査終了後に委員会報告書を議長に提出いただき、
改めて本会議を再開し追加日程の承認を得て、初めて本3件が本日の
日程に上がります。その後は、他の付託案件とともに委員長報告の後、
質疑・討論・採決を行っていただきます。

以上、報告を終わります。

- 松浦議長 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

日程第2 認定第1号 平成18年度安芸高田市一般会計決算
の認定について

日程第3 認定第2号 平成18年度安芸高田市国民健康保険
特別会計決算の認定について

日程第4 認定第3号 平成18年度安芸高田市老人保健特別
会計決算の認定について

日程第5 認定第4号 平成18年度安芸高田市介護保険特別
会計決算の認定について

日程第6 認定第5号 平成18年度安芸高田市介護サービス

特別会計決算の認定について

- 日程第7 認定第6号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第10号 平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第11号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第12号 平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第13号 平成18年度安芸高田市水道事業決算の認定について

○松浦議長 日程第2、認定第1号 平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定についての件から、日程第14 認定第13号 平成18年度安芸高田市水道事業決算の認定についての件まで13件を一括して議題といたします。

本13件は決算審査特別委員会へ付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

16番 山本三郎君。

○山本決算審査特別委員長

議長。

決算審査特別委員会委員長報告をいたします。

去る平成19年9月12日開会の本会議において、付託されました議案の審査の結果を報告いたします。

付託されました認定第1号、平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定についてから、認定第13号、平成18年度安芸高田市水道事業決算の認定についてまでの13件について、9月26日から10月9日の14日間、市長・副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を重ねました。

審査を通じて、財政の健全化に向けた今後の行政の取り組み、滞納整理の強化、住民負担や委託料の均一化に関する質疑が多く出されました。

財政の健全化に向けては、行革のスピードをより一層早めるとともに、自主財源確保の取り組みの強化を望まれる意見や、財源を確保していく観点からも市税や住宅新築資金の徴収事務にあたっては、体制を整備してより厳しい処分を執行され、市民負担を公平・公正にする

ことを望まれる意見がありました。

生活基盤の早期整備が望まれる上下水道や生活交通の整備については、市民にとって必要不可欠である一方で、行政の負担が大きくなることから、今後どのように取り組まれるか質疑がありましたが、検討課題とされました。

合併以来進められている協働のまちづくりについては、各振興会の補助金活用状況、事業の執行状況や効果、繰越金に関する質疑があり、振興会で温度差があるものの有効に活用されており、交付金に変えることを検討しているとの答弁がありました。

なお、監査委員にも厳しい財政状況を鑑み、事務事業及び収支等について今以上に厳しい視点で監査されること望む意見もありました。

審査の結果につきましては、認定第1号から、認定第13号までの13件について、すべて原案のとおり認定すべきものと決しました。

今日多くの自治体が財政再建団体転落への危機を叫ばれている中で、本市もその例外ではなく、基金残高の問題や、平成22年には起債が償還のピークに達すること、平成26年には交付税の合併特例加算措置がなくなるなどの不安材料を抱えております。

執行部におかれましては、本決算審査特別委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、新年度予算編成等、今後の事務執行において十分反映されるとともに、市民の財政に対する不安感が払拭され、将来に希望の持てる安芸高田市にされることを望み委員長報告といたします。

○松浦議長 これをもって、委員長報告を終わります。

なお、本件に関しては、委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思えます。

ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより一括討論に入ります。

討論ありませんか。

○松浦議長 討論がありますので、まず、認定第1号に対する討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

○岡田議員 議長。

○松浦議長 19番 岡田正信君。

○岡田議員 19番、日本共産党の岡田正信です。私は、平成18年度の一般会計決算認定について反対討論を行います。

長きにわたりまして、審査いたしましたけども、この18年度の一般会計決算の特徴といいますか、この中で感じたことは、政府の政治の流れが、日々日々自治体に響いてきているということ強く感じたわけです。いくなれば、小泉内閣が進めた国政の影響が地方自治体に

露骨に現れてきたと、それには自治体の財源も問題ですが、市民の負担増が余儀なくされたということが伺えると思います。例えば、民生費の中でも、途中で自立支援法ができました関係上、この障害者福祉に対しては、5億1,512万8,562円という歳出でございますけども、この成果表にも伺えるように、職員の方が、努力はしても制度が変わって混乱を生じる場面も、そういう中に伺われますし、決算上に前年度の障害者福祉との対比をする面でも、非常に難しい面が表れているということにも、今年度の決算の特徴があると思います。自己負担が障害者に対しては、一律にかけられたり、あるいは、食費の面が、当然今までは、医療費の中に含まれたものが、自己負担というような形で、市の財政の持ち出しは少なくなっておりますけども、個人の持ち出しが増えたということが伺えます。こういうことは、すべてには影響しておりませんが、市民の一番弱者の方々には、低所得者の方には、ひどく響いたということが伺えます。こういうことは、各自治体の自主的な政策、あるいは、財源の問題も含まれますけども、自治体のばらつきも広がったというのが、特徴だと思います。歳入決算総額が226億4,924万3千円、歳出は223億4,133万9千円という形の今年度の18年度の決算ですが、これらは、特別会計を含めると、この一般会計から、生活基盤に関する、例えば下水道、あるいは飲料水、その他あらゆるこの基盤整備に関しての持ち出しが含まれていると、ざっと私がみまして、1割強に達すると思います。こういう関係で、大多数の方は、予算決算は市民の生活の基盤に充当しておりますし、これは、今年だけの特徴ではありませんけど、旧町の事業の継続ということで表れているというように伺いました。一般会計のこれらの持ち出しは、生活に必要なだということで行われたわけですが、やはり、負担の増額は、公共事業特別会計だけの問題、持ち出しの問題ではないのですが、一般会計の決算においては、県や国からの政治的な影響で市の仕事が増えたということも、財政需要額の基準需要額が増えたということからも伺えると思います。これらは、本市の執行部の責任は、直接は関係ありませんけども、独自対策は必要だと伺いました。

その中であって、どうしても触れなくてはならないのは、旧、合併以前からの団体補助金の同和对策特別措置法時代からの、部落解放同盟への団体補助金の流れが、依然と続いていると。安芸高田市人権協議会という形で、名称は変わりましたが、運動方針そのものは依然として、旧態依然の部落解放同盟当時の運動方針で行われ、補助金に対しましては、800万円は少し決算上切りましたけども、そういう金額は歳出されているということによって、私は、大多数は、市民のための決算の内容にありましたけども、旧法と言いますか、法律がなくなって依然としてこれは安芸高田市の一番の特徴と言いますか、私の目線と言いますか、市民の目線から言いますと、この団体補助金と

というのは、一切法律がなくなった以上は、つけるべきではないと、使うべきではないという考えに変わりませんので、主な理由はそういうことで反対をいたします。

以上です。

○松浦議長 次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

○川角議員 議長。

○松浦議長 6番 川角一郎君。

○川角議員 6番、川角でございます。私は、賛成討論を行うわけでございますが、平成18年度の決算は、当初予算に基づき財政の非常に厳しい中で、課題は先ほど委員長の方からいろいろ申され、あるわけでございますが、このことについては、今後執行部の方で真摯に受け止められ、これをいかに改善し、実行していくかという課題はあるかと思えます。

しかしながら、平成18年度におきましては、非常に予算に基づいて意欲的に取り組んでいただき執行された結果の決算であるわけでございます。この状況からみると、適正に執行されておるといふふうにも思えますので、これを一般会計の決算につきまして賛成するものでございます。

以上です。

○松浦議長 続いて本件に対する反対討論ありませんか。

〔反対討論なし〕

ないようでございますので、以上で認定第1号に対する討論を終結いたします。

○松浦議長 続いて認定第2号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

ないようでございますので、以上で認定第2号に対する討論を終結いたします。

○松浦議長 続いて認定第3号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

以上で認定第3号に対する討論を終結いたします。

○松浦議長 続いて認定第4号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

ないようでございますので、以上で認定第4号に対する討論を終結いたします。

○松浦議長 続いて認定第5号に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

ないようでございますので、以上で認定第5号に対する討論を終結

いたします。

○松 浦 議 長 続いて認定第6号に対する討論を行います。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

ないようでございますので、以上で認定第6号に対する討論を終結いたします。

○松 浦 議 長 続いて認定第7号に対する討論を行います。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

ないようでございますので、以上で認定第7号に対する討論を終結いたします。

○松 浦 議 長 続いて認定第8号に対する討論を行います。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

ないようでございますので、以上で認定第8号に対する討論を終結いたします。

○松 浦 議 長 続いて認定第9号に対する討論を行います。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

ないようでございますので、以上で認定第9号に対する討論を終結いたします。

○松 浦 議 長 続いて認定第10号に対する討論を行います。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

ないようでございますので、以上で認定第10号に対する討論を終結いたします。

○松 浦 議 長 続いて認定第11号に対する討論を行います。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

ないようでございますので、以上で認定第11号に対する討論を終結いたします。

○松 浦 議 長 続いて認定第12号に対する討論を行います。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

ないようでございますので、以上で認定第12号に対する討論を終結いたします。

○松 浦 議 長 続いて認定第13号に対する討論を行います。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

ないようでございますので、以上で認定第13号に対する討論を終結いたします。

○松 浦 議 長 これより採決に入ります。採決は起立により行いますが、認定のため、投票数がモニターに表示されますまで、起立したままお待ちください。ようご協力をお願いいたします。

まず、反対討論のありました、認定第1号、平成18年度安芸高田市一般会計決算の件を、単独採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○松 浦 議 長 続いて、認定第2号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定についての件から、認定第13号、平成18年度安芸高田市水道事業決算の認定についての件まで12件、一括して採決いたします。

本12件に対する委員長の報告は原案可決であります。本12件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本12件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第67号 安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例についての訂正の件

日程第16 議案第70号 安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例についての訂正の件

日程第17 議案第71号 安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例についての訂正の件

○松 浦 議 長      続いて、日程第15から日程第17までの3件の議案訂正の件を一括議題といたします。

提案者から、訂正の申し出を受けます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長      日程第15、議案第67号、安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例の訂正の件から、日程第17、議案71号、安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例についての改正の件までの3議案について、訂正の要旨をご説明を申し上げます。

本3議案につきましては、総合文化保健福祉施設の開始に伴いまして、1階部分に設置します、まちづくり支援センター、子育て支援センター及び地域包括支援センターの3つの施設について、運営のための必要な条例を定めるもので、定例会の初日に提出をし、それぞれの常任委員会で審査をいただいているところでございます。

訂正をお願いいたします箇所は、各常任委員会の議論をいろいろ踏まえまして、それぞれの施設の休業日を定める項に、ただし書きを設

けて、市長が特に必要があると認めるときはこれを変更し、その取り扱いについて、柔軟に対応していくことの条文を追加するものがございます。よろしく審議の上議案の訂正についてご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○松 浦 議 長

以上で申し出を終わります。

お諮りします。ただ今申し出のあった3件の議案訂正について承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、3件の議案訂正の件は承認をされました。ここで委員会審査のため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時27分 休憩

午前 10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

再開いたします。

ここで追加日程についてお諮りいたします。

休憩前に訂正された3件の議案について、それぞれ委員会報告書が提出されましたので、この際追加日程といたしたいと思っております。

日程第20の次に、追加日程第1、議案第67号、安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例の件を、日程第25の次に、追加日程第2、議案第70号、安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例の件、及び、追加日程第3、議案第71号、安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例の件をそれぞれ追加いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、3件の追加日程の件は承認をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第65号 安芸高田市の花及び安芸高田市の木の指定について

日程第19 議案第66号 安芸高田市営駐車場設置及び管理条例

日程第20 議案第69号 芸北広域市町村圏振興協議会の廃止について

追加日程第1 議案第67号 安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例

○松 浦 議 長

続いて、日程第18、議案第65号、安芸高田市の花及び安芸高田市の木の指定についての件から、追加日程第1、議案第67号、安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例の件まで4件を一括して議案といたします。

本4件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員

長の報告を求めます。

委員長 山本三郎君。

○山本 総務企画常任委員長

総務企画常任委員会の委員長報告をいたします。

平成19年9月12日付で本委員会に付託された議案の審査の結果を報告いたします。

付託されました議案第65号及び第66号並びに第69号の3議案について、9月20日に本常任委員会を開催し、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

まず、議案第65号、安芸高田市の花及び安芸高田市の木の指定については、市民に対しての啓発や普及に関することや、名物など付加価値のあるものにされる考えはあるかなどの質疑がありました。

11月の記念植樹や地域行事と連携して市民の親しみや機運を盛り上げたい。付加価値の取り組みについては、今の段階では考えていないと答弁がありました。

次に、議案第66号、安芸高田市営駐車場設置及び管理条例については、美土里町の駐車場は狭いが対応は考えられているか。駐車場利用料金に有料と無料があるが、全市的な均衡を考えると受益者負担を求め無料のものはなくすべきでないか。使用区分が一時利用と月極めで表記されているが、利用者は混乱しないかといった質疑がありました。

駐車場の現状については把握しており、今後の実態により対応を検討したい。市内の北部地域では、合併前から定住施策として駐車場やバス代の補助をされていた経緯や、バス代がJRの運賃に比べると倍をはるかに上回っていることを考慮して無料にしている。条例の表記により、利用者が混乱するとは考えていないと答弁がありました。

次に、議案第69号、芸北広域市町村圏振興協議会の廃止について審査を行った結果、今後の県北3市における連携に関する質疑があり、農業等については連携が必要になってくると思うので、必要に応じて連携を図りたいと答弁がありました。

質疑の後、討論・採決を行った結果、議案第66号、安芸高田市営駐車場設置及び管理条例については、条例は全市に適応すべきものであるが、旧町の施策をひきずり整理が十分にされていないため認めるわけにはいかないとの反対討論や、旧町から取り組んできた施策を全市的に一たん整理するためには現時点で必要な条例である点から賛成するとの討論がなされましたが、付託された議案は、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、平成19年9月12日付で付託され、本日議案の訂正がなされました議案第67号、安芸高田市まちづくり支援センター設置及び管理条例について審査しました結果を報告します。

本案件については9月20日及び本日、審査を行いました。

議案訂正前の9月20日の委員会における審査において、まちづく

り支援センターは市民のニーズに合わせて休日・祝日についても、市長が認めれば開館できるように条例文を追記すべきではないかとの意見が相次ぎました。

執行部からの議案の訂正を受け、本日再び審査し、質疑の後、討論・採決を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告といたします。

○松浦議長 これをもって委員長報告を終わります。

なお、本4件に関しては委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思えます。ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長 異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより一括討論に入ります。本4件に対し討論はありませんか。

〔議長、討論の声あり〕

○松浦議長 討論があるようですから議案別に討論を受けます。

まず、議案第65号に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○松浦議長 反対討論なしと認めます。

次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○松浦議長 賛成討論なしと認めます。これをもって議案第65号に対する討論を終結いたします。

○松浦議長 続いて、議案第66号に対する反対討論の発言を許します。

○岡田議員 議長。

○松浦議長 19番、岡田正信君。

○岡田議員 新市になりまして、駐車料の設置及び管理条例ということが出たわけですが、委員長報告にもありましたように、無料と有料という形で出ているわけです。それで、私どもが以前いただいた資料には、旧町には、バス料金の問題もあったと思えますが、大元には、定住政策の一環として、人口流出の防止という形で説明されたと思えます。付託された委員会では、そういう説明は全く触れておられません。いうなればせっかく駐車料金の設置条例ということになりますと、金額は差はありましても、一応有料という形でやっておるわけですから、無料という形で、そのまま旧町を継承して有料駐車料を設けるとか、無料を設けるとかいうことには、せっかく条例を新規に制定するにはそぐわない、理由が成り立たないという委員会でも討論をしましたが、本会議でもそういう趣旨の考えのもとに反対するわけです。

以上。

○松浦議長 次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○松 浦 議 長 ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。
続いて、議案第69号に対する反対討論の発言を許します。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
続いて、議案第67号に対する反対討論の発言を許します。
討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより採決にはいります。
まず、反対討論のありました、議案第66号、安芸高田市市営駐車場
設置及び管理条例の件から採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件は委員長の
報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○松 浦 議 長 続いて、議案第65号及び議案第69号と並びに議案第67号の件
まで3件を一括して採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は原案可決であります。本3件は委員
長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第74号 安芸高田少年自然の家設置及び管  
理条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第75号 安芸高田市公民館条例の一部を改  
正する条例

日程第23 議案第76号 安芸高田市奨学金貸付条例の一部  
を改正する条例

日程第24 議案第77号 安芸高田市吉田コミュニティセン  
ター設置及び管理条例を廃止する条例

日程第25 議案第78号 安芸高田市立図書館条例の一部を  
改正する条例

追加日程第2 議案第70号 安芸高田市子育て支援センター  
設置及び管理条例

追加日程第3 議案第71号 安芸高田市地域包括支援センタ  
ー設置及び管理条例

○松 浦 議 長            日程第21、議案第74号、安芸高田少年自然の家設置及び管理条  
例の一部を改正する条例の件から、追加日程第3、議案第71号、安

芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例の件まで7件を一括して議題といたします。本7件は文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

- 亀岡文教厚生常任委員長
- 松浦議長
- 亀岡文教厚生常任委員長

議長。

20番 亀岡等君。

文教厚生常任委員会の報告を行います。

平成19年9月12日に付託されました、議案第74号、安芸高田少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例から議案第78号、安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例までの5件、そして、同じく平成19年9月12日に付託され、本日議案の訂正がなされました、議案第70号、安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例及び議案第71号、安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例の2件、計7件の議案につきまして、審査の結果をご報告申し上げます。

まず、議案第74号から議案第78号の5件の議案につきましては、9月21日に、市長、副市長、教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

審査を通じて出された主な質疑や意見の概要は次のとおりです。

議案第74号、安芸高田少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、食堂の業務委託・予算計上のあり方についての質疑があり、今後については、早いうちに直営でと考えている。炊飯業務委託の内容は人件費分の業務内容となっており、食材費はそのまま業者へ渡し3食分の賄いをしてもらっている。市での運営実績がないので来年1年間で指定管理者と協議しながら詰めていく。公費をむだにせず有効に施設利用ができるよう努める。ということでした。

議案第76号、安芸高田市奨学金貸付条例の一部を改正する条例につきましては、特別支援学校高等部への生徒の在学についての質疑があり、安芸高田市の奨学金の貸付で特別支援学校に在学している該当生徒はいないということでした。

議案第78号、安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例につきましては、開館時間についての質疑があり、田園パラッツォの開館時間が7時までであり、かなり利用者があることを参考に時間を統一した。また、開館時間を季節により変えることも検討したが、一定の方が、混乱が少ないと考えた。今後利用実態に即して検討していきたい。ということでした。

審査を尽くし、討論・採決を行った結果、付託されました議案第74号から議案第78号の5件の議案につきましては、すべて賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、平成19年9月12日に付託され、本日議案の訂正がなされました議案第70号・議案第71号につきましては、9月21日及び



本日10月12日に審査いたしました。

議案訂正前の9月21日の委員会における審査において、議案第70号、安芸高田市子育て支援センター設置及び管理条例につきましては、利用料の原則無料についての質疑に対し、オープンで団体が使用される場合など有料になることが想定されるが、現時点では考えていない。との答弁であり、また、利用時間・緊急時や夜間の連携についての質疑には、市役所に電話がかかると宿直にかかり、課長及び主幹、吉田警察で対処できる連携をとっており、24時間体制で行っているという答弁がありました。

次に、議案第71号、安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例につきましては、職員組織体制についてと地域拠点との連携についての質疑があり、職員体制については、保健師1名と臨時職員1名を派遣し2名体制で組織するが、体制を整えたい。また、地域拠点との連携は、在宅介護支援センターを地域の相談窓口として位置づけ連携を図っている。という答弁でした。

また、議案第70号、71号の両議案とも、市民の利便性を図るためにも、休日・祝日についても市長が認めれば開館できるように条例文を追記すべきである。また、まちづくり支援センターと一体的な3つの施設として整合性を持たせるべき、との意見が出されたため、執行部から議案の訂正を受け、本日再び審査し、討論・採決を行った結果、付託されました議案第70号及び議案71号の2件の議案につきましては、すべて賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘されました点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されますよう望みまして報告といたします。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本7件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより一括討論に入ります。

本7件に対し討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論がないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

日程第21、議案第74号、安芸高田少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例の件から、追加日程第3、議案第71号、安芸高田市地域包括支援センター設置及び管理条例の件まで7件を一括して起立により採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は原案可決であります。本7件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第72号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

○松浦議長

続いて、日程第26、議案第72号、安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

6番 川角一郎君。

○川角産業建設常任委員長

議長。

平成19年9月12日開催の本会議で、本産業建設常任委員会に付託されました議案審査の結果を、次のとおり報告いたします。

付託されました議案1件につき、9月25日に本常任委員会を開催いたし、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第72号、安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例は、郵政民営化に伴い、10月1日を施行日として郵便法の一部が改正されるため、本条例中の条項の一部を改正に合わせて変更されるものです。

執行部から説明を受け審議し、討論・採決を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第72号、安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 発議第7号 保険でよりよい歯科医療の実現を求  
める意見書について

○松 浦 議 長 日程第27、発議第7号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める  
意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員 発議第7号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書につい  
て提案理由の説明を行います。

歯や口腔の機能が全身の健康・介護・療養上の改善に大きな役割を  
果たすことが、厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されています。  
また多くの国民は、歯科医療について保険の効く範囲の拡大と自己負  
担の軽減を強く望んでいます。しかし、現実の歯科医療では、歯科診  
療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給  
付の範囲が年々縮小されています。

例えば、歯周病の治療・定期的管理は保険で行えなくなったり、保  
険でよりよく噛める入れ歯の提供が困難になっています。

これらのことから、歯科医師だけでなく、歯科衛生士・歯科技工士  
の労働環境も一段と厳しくなり、歯科衛生士や技工士養成校が廃止、  
定員割れが起き、将来の歯科医療確保が危ぶまれる状況に陥っていま  
す。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきた  
すだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねません。

このような観点から、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見  
書を提出するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理  
由の説明といたします。

○松 浦 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思えます。  
ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。  
これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第7号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見  
書についての件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 発議第8号 森林の整備、林業、林産業の振興に関する意見書について

○松浦議長

日程第28、発議第8号、森林の整備、林業、林産業の振興に関する意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番 川角一郎君。

○川角議員

発議第8号、森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書について提案理由の説明を行います。

昨今、温室効果ガスの増加による地球温暖化現象が人類の生存基盤を揺るがす重要な環境問題とされる中で、平成17年2月には京都議定書が発効し、これを受け、同年4月に政府は、京都議定書目標達成計画を策定しましたが、その中で森林は温室効果ガスの吸収源としての大きな役割が課されています。

また、政府及び業界が一体となって違法伐採対策への取り組みに着手したところでもあります。

一方、近年大規模な自然災害が多発しており、山地災害を未然に防止するため治山対策や森林の整備・保全の一体的な推進が強く求められています。

今なお厳しい状況が続いている林業・木材産業の再生につなげていくには、森林吸収源対策としての森林整備を図るための追加的事業費の継続や、新たな森林・林業基本計画に導入された工程管理の検証など、今後、強力な施策の展開が必要です。

特に、追加的事業の緊急的な対応の中で、地方自治体や個人にかかる費用負担が障害となるなど、現下の森林・林業・木材産業の厳しい実態を踏まえ、林業・木材産業の再生に向けた強力な施策の展開がなされるよう要請し、その実現を強くお願いするものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○松浦議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

[異議なし]

○松浦議長

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これよりに発議第8号、森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書についての件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第83号 工事請負契約の締結について【安芸高田少年自然の家改修工事】

○松浦議長

日程第29、議案第83号 工事請負契約の締結について、安芸高田少年自然の家改修工事の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第83号、工事請負契約の締結について、安芸高田少年自然の家改修工事の件でございます。

本案は、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、安芸高田少年自然の家改修工事について、株式会社伏光組と工事請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

以上よろしく審議を賜りますようお願いいたします。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

議案第83号の工事請負契約の締結につきましての要点のご説明をいたします。

安芸高田少年自然の家改修工事につきましては、昨日の10月11日に、指名業者13社によりまして、競争入札を執行した結果でございます。予定価格といたしましては、1億8千万円に対しまして、1億5,980万円にて、広島市南区出島1丁目33番61号、株式会社伏光組、代表取締役伏光幸彦に落札をいたしました。この落札金額に、消費税、また、地方消費税を加えまして、1億6,779万円をもって工事請負の締結を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

なお、詳細の説明につきましては、教育次長の方からご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松浦議長

詳細について説明を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

それでは、工事の概要について、お手元に配布させていただいております資料によりまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、工事の概要でございますが、建築工事、本館と三角棟、体育館外構工事でございます。全体的には外壁の塗装、それから、屋上の漏水防止のシート工事、本館におきましては、内壁、床、天井の張替え、また、塗装等でございます。三角棟の1階部分は、倉庫に用途変更し、1階のトイレを外部から使用ができるように改修を行うものでございます。また、外構工事は野外炊事施設の新設でございます。電気設備工事の屋内屋外等でございますが、屋内は電灯照明設備の改修、それから、動力盤の改修、火災報知設備等の改修でございます。機械設備工事の衛生設備、空調設備等でございますが、衛生設備の方は、トイレ及び洗面所の改修、下水道接続等でございます。また、障害者対応の簡易シャワーの設置も本工事で行うようにいたしております。空調の設備につきましては、本館の宿泊室他20の部屋につきまして、今回エアコン等の設置を行うものでございます。

次の厨房機器の設備工事でございますが、厨房機器の老朽化に伴う入れ替え工事でございます。木製遊具の整備工事につきましては、木製遊具の老朽化による3種類の遊具の撤去、それから、3種類の新設を考えております。

予定工期は、議会の議決を賜った後、契約締結日の翌日から平成20年、翌年の2月28日までの約5カ月間を考えております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

○金行議員

議長。

○松浦議長

13番 金行哲昭君。

○金行議員

13番、金行です。1点お聞きします。

この指名競争入札に13社と今ありましたが、その13社の、伏光組ほか12社の会社名を、口頭でよろしいですから、お聞きしたいことと、これは確認ですが、一応本日より締結になったら2月28日となっておりますが、この運営は4月1日と聞いていますが、それは確認です。4月1日ということで、よろしいですか。

この2点お聞きします。

○松浦議長

ただ今の質問に答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

今回、平成19年度20年度の入札参加資格者建設業者一覧表によりまして、選定をさせていただいたものでございます。市といたしまして、広島県内に営業所を置く格付けAは、ほとんど指名除外になっております。そういう状況の中で、広島市内、また、営業所を置くものから13社を選定をさせていただいたものでございます。まず、先ほど説明をしました、株式会社伏光組でございます。次に株式会社栗本組、株式会社和田組、松本建設株式会社、広成建設株式会社、株式会社砂原組、株式会社増岡組、株式会社鴻治組、山陽工業株式会社、宮

田建設株式会社、大之木建設株式会社、錦建設株式会社、株式会社共立、以上13社でございます。

- 益田教育次長
- 松浦議長
- 益田教育次長

議長。

教育次長 益田博志君。

ただ今のご質問でございますが、4月1日の供用開始でございます。2月の末で工事を終わらしまして、3月の1カ月で指定管理者との協議を施設の中で踏まえて行いまして、4月1日の供用開始にしたいと考えております。

- 松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

- 明木議員
- 松浦議長
- 明木議員

議長。

1番 明木一悦君。

今回の工事概要、おおまかに分けて5つここに説明の中にあるわけですが、例えばこれをばらした場合に、地元の業者に請負をさせるということが可能なのか、であったかということが1件と、そうすることによって、地元企業の活性化、また、経済効果が生まれると思いますが、そのあたりは、どのようにお考えになられたのか。

また、今回の伏光組に、入札されたわけですが、これによる、下請業者が地元でどれくらい使われるのか、今回の入札金額のうち、何%が市の企業に落ちるのかというあたりをお伺いいたします。

- 松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

- 新川総務企画部長

今回のこうした指名させていただきましたことにおきましては、広島県内の地場産業の育成を図るために、基本にさせていただいております。また、県内に主たる営業所、本店を置くもの、ということでございます。それと、安芸高田市内にも営業所を、本店を置くものを選定させていただいております。基本的に市内の地場産業の育成ということを図ることを目的に指名をさせていただいているところでございます。

今後の工事等の執行につきましては、十分契約者等々との協議を重ねさせていただきまして、地域の地場産業の振興のためのそうした資材購入等につきましても、十分協議を重ねさせていただくように今後会を持たせていただいたいと考えております。

以上でございます。

- 松浦議長

以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

15番、入本和男君。

- 入本議員

契約金額が1億6千万という金額でしたが、当初我々は2億3千万の予定というふうに聞いており、不用額なら別に問題はないですが、工事概要等が当初の見積りより変わったところがあるのかなのか。それより、当初の目的どおりやった結果がこうなったのか。その内容について伺います。

- 松 浦 議 長
- 益田教育次長
- 松 浦 議 長
- 益田教育次長

ただいまの質問に答弁を求めます。

議長。

教育次長 益田博志君。

ただ今のご質問でございますが、当初の設計の内容で入札をいたしております。また、この工事、特別委員会等でも概要のご説明は申し上げたところでございますが、老朽化も踏まえている中で、変更契約の可能性も出てくるのではないかとということで、そういう点も、今回は追加をいたして入札をしていただいております。

以上でございます。

- 松 浦 議 長
- 入 本 議 員

15番 入本和男君。

追加注文して、契約したということですが、そうすると、当初の見積りが、2億3千万以上の見積りでこういう金額になったということは、非常に不用額といいますか、予算からして、約6千万、5千万くらいの差が出るというのが、工事内容の施行する側とすれば、少し金額的に当初の予算が甘かったのか不用額といいますか、それとも、この金額が適正と判断されたあたりの、これで責任施行ができるというふうに判断された要因はどこにあったのか伺います。

金額に対して、格差が少し大きいような気がします、そのあたりをもう少し具体的に伺いたいと思います。

- 松 浦 議 長
- 益田教育次長
- 松 浦 議 長
- 益田教育次長

ただいまの質問に答弁を求めます。

議長。

教育次長 益田博志君。

ただ今のご質問にお答えいたします。

工事そのものの金額の増と先ほど答弁した中で、少し誤解を受けている面がありますので、再度、説明をさせていただきます。

追加の工事といたしましたのは、老朽化の関係で、今後、工事をリニューアル工事を進めていく中で、そういう可能性が出てきた場合に、変更で対応するということの、仕様の追加をさせていただいているというご説明を先ほどさせていただいたので、2億3千万という、先ほど議員さんおっしゃられました、その設計外の話でございます。

それで、先ほどの質問で、設計そのものとの今回の入札の関係でございますが、入札は仕様にこちらの内訳書等の仕様も提示した中での入札でございますので、適正な工事ができるものと考えております。

以上でございます。

- 松 浦 議 長
- 入 本 議 員

以上で答弁を終わります。再々質問を求めます。

15番 入本和男君。

予定額というのがどの程度設定されていたか、私もわかりませんが、工事する上において、これは追加工事が出るように読んだ方がいいのかどうか、そのあたりが少し、この数字を見ると、工事しながら、物事にはよくありますが。そういう要素を含んだ金額にも思えますが、そうしないと、当初の見積りをとったところが、非常に我々



とすれば、不信感を抱くような見積りに値すると思いますが、まだ、不透明な分があるから、進行しながら今後も追加契約をしていくというふうな形でやられているのか、もしそういうことが、一切これで追加工事なしというふうに判断されているのか、そのあたりが、改修ですから、基礎をやりかえるとか云々とか、岩盤が出たとかいうような問題が一応ないように、今回は見受けるわけです。そうすると、この金額で、すべてが済むというふうに我々は、判断すればいいのか、今後はやはり2億3千万で5千万も出るような見積り会社は、今後敬遠すべきではないかと、現状が把握できてないというふうに私は思うわけでありまして。財政課の方の担当になろうかと思いますが、そのあたりをもう一度、確認しておきたいと思っております。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただ今のご質問でございますが、追加工事の件でございますが、当初リニューアル工事ということで、改修工事でございますので、現段階で調査できない部分がございます。といいますのも、クラック等の関係でございまして、これは、外壁の塗装等をとった段階で調査して、数量の確認をした上で、変更契約をするという特記仕様にいたしております。そういうのは現在の設計の中には、今回の入札の金額の中には含んでおりません。したがって、そういう工事が予想されるということで、見積りもその工事に対して、今回の業者が努力しました入札率が影響してくるということで、初めからそういう工事に対して、追加工事があるということ、あらかじめ業者の方へも知らせております。

それと、もうひとつ、工事的には、2階の床部分がかなり老朽化しておりますので、その点の構造的な補強が要るのではないかということで、これも実際にリニューアル工事の工事を進めていく中で、調査をしてみないとわからない部分がありますので、そういうのも含めて今回の工事の中で対応したいというように考えております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き説明を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

先ほど来の、予定価格等の関係でございますが、設計額等に対しまして、予定価格は、1億8千万円の税抜きでございます。そういう関係で、今回落札いたしました税抜きで1億5,980万ということで、入札、落札率というものが88.77%ということで、非常に低額的な入札執行になっているという状況から、当初との値数字が少し出たかなという思いがしております。先ほど、次長が説明しましたように、当然これは改修工事でありますので、やはり、開いてみないとなかなか難しいという観点もありまじょうし、今後の実施に向けての、対応を十分検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

1番 明木一悦君。

○明木議員

先ほどの答弁の中で回答をいただけてない答弁がありまして、今の安芸高田市の産業形態を見ますと、特に土木建築関係については、公共事業への依存型というのが、割合を結構占めているのではないかと考えるわけです。その時に、やはり、こういう大きな工事が発生した場合に、市内の経済を考えると、それだけの割合が市内に流れて、その経済を、マネーフローを動かすかということが、やっぱり行政としても考えられるべきだと思います。その場合に、先ほど言いましたように、工事概要が、5つ、全部ひとくくりになっているわけですが、これをばらした場合には、やはり、市内の業者に、直接請負という形でやれば、やはり親企業によるマージンが減って、すべて地元の企業に落ちるといって、活気づくことが考えられるということで、それをお聞きしているわけなので、そのあたりどのようにお考えで、これを一括にされたのか、もう一度お伺いします。

それと、今回の経済効果として一括でやられたわけですが結果的に、先ほども聞いていますけども、これも答弁がなかったのですが、これを発注するにあたって執行部として、何%くらいの経済効果が市内に受けるのかということも、そこまで、計算した上でやってもらうことが、今の非常に厳しい財政の中で、市の経済も低迷しているわけですから、そのあたりも考えてこういうことを動かすべきだというふうに考えるので、そのあたりについてもお伺いいたします。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務企画部長 新川文雄君。

○新川総務企画部長

確かにご指摘いただきますように、今回の少年自然の家の改修工事につきましては、特別委員会等でもご審議いただきましたように、非常に30数年の歴史を持った建物でございます。そういう状況の中でご指摘いただきますように、工種ごとの分離発注ということも考えられるというのは、当然、必要であるというようには認識をいたしておりますけど、総合的な観点から改修に入らないと、施行段階で非常に難しい問題があるのではなかろうかと考えております。

大きな公共事業で、分離発注というのは考えておられる場合もありますけども、2億弱の総合管理関係でございますので、今回はこうした一同的な一体の発注をさせていただいたという、これも老朽しておる建物ということで、総合的な調整をとらせていただくために、こういう方法をとらせていただいたということでございます。

それと、発注というのは、相手先があつて、今回伏光組株式会社さんと契約をさせていただきますけども、行政の方で、そうした資材発注の協力体制はとらせていただきたいと思いますと思っております。どちらにし

ましても、地元産の事業効果が出るようなことも行政指導の方で十分指導させていただきたいということを考えております。基本的なパーセンテージでその業者に対して地元ということはなかなか難しい観点かなというふうに思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔議長、討論との声あり〕

○松浦議長

討論がありますので、まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○松浦議長

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

入本和男君。

○入本議員

いよいよ契約が成立して執行されるわけですが、現在見積りするときに、調査段階というものが現在かなり技術が進んでいると私は思っています。耐震なんかでも、旧校舎を調査しているわけです。そういうので、大体見積もりが出てくる。今回の場合はめくってみないとわからないという、調査先にも見積りをとる段階で、少し疑問を感じます。それで、この契約を低額で結んでおいて、追加追加で大体2億3千万という数字が一人歩きしているわけですから、もう随意契約で今度はそこで、損したようで得するというような、今回の入札経緯が見れるわけです。契約方法においても、もう少し、調査内容で、これで責任施行というふうな、もう少し契約内容に厳しさを持って経費節減の中でやるのが本来の形だと思いますので、今後の課題を呈して、今回の契約に対しては賛成いたします。

○松浦議長

ほかに討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより、議案第83号、工事請負契約の締結について、安芸高田少年自然の家改修工事の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 閉会中の継続調査の件

○松 浦 議 長 日程第30、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。
議会運営委員長及び総務企画常任委員長、並びに産業建設常任委員長から、所管事務調査について、また、文教厚生常任委員長からは、最低年金保障制度の創設を国に求める意見書採択の要請、及び所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長からの閉会中の継続調査の申し出についてはこれを承認することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成19年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 11時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員